

活動結果報告書

令和 6 年 7 月 2 5 日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和 6 年 7 月 2 5 日(木曜日)

活動先	橋本やとし かわら版 令和 6 年初夏号
活動目的	越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者	土橋印刷
支払金額	104,500 円
発行数	2700 枚
内 容	別紙のとおり
配送業者	日本郵便株式会社
配 送 料	205,350 円
配 送 数	1,850 枚
デザイン	きりんプランニング
デザイン料	30,000 円

橋本やとし かわら版

お問い合わせ：越前市牧町 18-30-2 TEL:090-2123-7155 FAX:0778-67-7487

いつものご支援、大変ありがとうございます。

5月19日(日)開催されたアースディに参加いたしました。越前市では1993年から2000年まで行われ、その後2008年から再開し17年目になります。今年はNPOまつりと同時開催という事もあり、たくさんの市民の方がお見えになり、環境についても考えていただく一日になりました。

私の活動している「武生めだか連絡会」と「水の里しらやま」でも出展ブースを設け、この秋開催の「全国めだかシンポジウム」についてもPRいたしました。

愛する地球について、いま私たちができる事。身近につながるSDGsの活動を、みんなで広めていきましょう。



1000年未来につなぐふるさとづくり いよいよスタート！森林環境譲与税

2024年から国民1人平均等に1,000円を国が徴収し、県・市町村に配分する『森林環境譲与税』。市県民税通知書の中にも記載されていました。

(私が2019年6月に、一般質問したものです)

森林環境譲与税は、森林の間伐・担い手の確保・木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てるものです。

越前市では、市民と森との距離を近づけることを目的として「越前市森林・林業マスタープラン」を作成いたしました。産業、防災、活用、保全の視点で森林環境譲与税の活用方法について記載しているとともに『越前市



の山や森と、もっともとなかよしになろう』と山ガイドも掲載されています。

最近では低山ブームでもあります。みなさんも、身近な山へ出かけてみてはどうでしょう。

越前市が有機都市宣言

越前市は、有機農業の推進に地域ぐるみで取り組む「オーガニック都市宣言」を行いました。

越前市の有機栽培の全耕地面積に占める割合は国内有数で、5カ年の計画に沿って生産から流通、加工、消費まで一貫した有機農業の拡大を目指していきます。



越前市会が議員報酬増要請

越前市会の立候補者数は、近年減少し、若手新人が現れず、世代交代も進んでいません。しかし、議員の立候補者数の減少は、全国的な課題となっています。

昨年秋開いた「議員と語る会」では市民から「定数を減らせば、なりて不足も解消するのでは？」との声が上がりましたが、地域の声をいかに拾い届けるかが重要なこともあり、報酬や定数について議論を積極的に行う事にもなります。

議員の報酬は、今後、市長が設置する審議会で見直しが審議されます。

地域の移動を担う交通手段について

問 路線バス・市民バスについて、利用者数の変化は？
運営単価はどれぐらいか、一人1キロで換算できる？5年前と比べるとどうか

答 路線バス 令和元年度：217,770人 令和5年度：153,278人
市民バス 令和5年度1月末は、4年度同月比で103%
※コロナ前に比べると76.5%

	路線バス R5年度	市民バス R4年度
経 常 費 用	193,209,000 円	65,669,626 円
実 走 距 離	458,698.6 円 421.21 円 / km	235,661 円 278 円 / km
利 用 者 数	153,278 人	49,248 人
一人単価 (運営単価)	1,260 円	1,333 円

市民バスは、令和5年度1月末までの利用者の状況で見ると昨年度同月比で102%と伸びている。しかし、コロナ前までの伸びまで回復していない。



※橋本やとし3月議会
一般質問の録画映像
をご覧になれます



問 坂口地区で始まっている、住民グループが自家用車などを使い高齢者らを市街地に送迎する「自家用有償旅客運送」の実績は？また、自家用有償旅客運送の種類は？

答 運行実績 (令和5年8月～令和6年1月末現在)
運行日数 65 日 (1月あたり 10.8 日)
運行回数 75 回 (1月あたり 12.5 回)
利用人数 318 人 (1月あたり 53 人)
・1日あたりの利用人数は 4.9 人

自家用有償旅客運送の種類
「交通空白地有償運送」
・交通手段が乏しく、移動が不便な地域で行う
「福祉有償運送」
・利用者が身体障害者などの要介護者

問 タクシー業の現状と課題は？

答 令和5年11月に行ったタクシー業者5社の調査によると運転者数は56人で、平均年齢は61.9歳。保有台数45台となっている。課題については、運転手不足により、新幹線開業後に越前たけふ駅までの送迎ができるかどうか、また早朝・夜間のタクシー需要が不足している状況を把握している。

問 地域の足を確保するために、どうするのか？

答 令和6年度に市地域公共交通計画を策定するなかで、利用者のアンケートや利用状況のデータなどから検討し、最適な交通のあり方を検討していく

地域循環共生圏（ローカルSDGs）について

問 地域循環共生圏について、実践しようとする行政の役割はどうか。
また、観光の視点も重要だが観光のトレンドも変化している。どのように認識しているのか。

答 従前のグリーンツーリズムという概念を超え、当該地域の生態系、脱酸素、オーガニックなどの自然環境や人々の営み、文化等を支えるツアー、サステナブル・ツーリズムへの転換を促すことが重要。現在、市では議員をはじめ、しらやま振興会等のご協力を得て、国連の「ベストツーリズム」の応募を検討しており、申請書を作成中。

まさにこの中身がローカルSDGsの考え方が基本にあり、これを契機に、白山地区をモデルとしローカルSDGsの考え方で、試行的に同地区内の資源を再構築していくことから始めたい。

国の観光白書によると、旅行者の関心や行動の多様化などにより「持続可能な観光・消費額の拡大・地方への誘客」などが期待されている。地域循環共生圏の取り組みについては、本誌の歴史的文化、産業、自然、食などの地域資源を活かした、サステナブルツーリズムやウェルネスツーリズムも重要であり今後研究していきたい

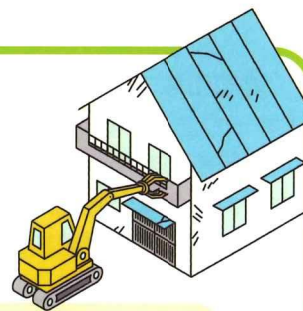


各地域が、それぞれの地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方で

人や資源が都市部に集中する「都市集中型」の社会から、人と自然が共生して、生態系と調和しながら各地域で暮らす「地域分散型」の社会を築くことを前提としています。

そのうえで、それぞれの地域を活かし、自立した持続可能な社会を形成することと、不足するものを地域間で補完し合う「循環」の仕組みが重要視されています。

- 固定資産税補正額がこれまでと違って相当大きな金額となっている理由は何か。
- 競艇事業収入の内容は何か、何故今回の利益配分になったのか。利益配分はどのようになるのか。
- 空家解体補助内容は
- 在来線支援事業補助内容は
- 以下の減額理由は
 - ・合併処理浄化槽設置補助金
 - ・チャレンジ支援、補正したのではないか
 - ・農地集積協力金
 - ・観光推進委託
 - ・鳥の子紙研修場整備事業
 - ・住宅支援事業 etc



脱炭素社会実現事業について

問 公共施設再生エネ設備導入加速化事業とは何か？ゼロカーボンシティ宣言したこともあり、年度目標定め積極的な取り組みを

答 使わなくなった学校プールへの太陽光パネルの設置を、来年度から始める。二酸化炭素の排出削減を進めるとともに、環境学習にも役立てる。屋根に設ける学校は多いが、使わないプールの活用は全国的にも珍しい取り組みであり国からも評価を得ている。



しらやま地区出身の平林清澄選手(21歳)が快挙

率直にうれしい！
勝負に徹しようと思っていた。
タイムがついてきて良かった



パリオリンピックの男子マラソン代表をかけた選考レースの1つ、大阪マラソンで国学院大の3年生、平林清澄選手が初マラソンの日本選手最高記録を更新する2時間6分18秒のタイムで優勝を果たしました。

彼は、白山小学校・武生第五中学校の卒業生。10年前はランドセルがついだ白山小学校の生徒だったんだなあと思うと感無量です。

今年のパリオリンピックは条件が満たされなくて無理でしたが、白山からオリンピック選手が誕生するのも、そう遠くもないかもしれませんね。

3大会連続五輪出場のフェンシング 見延和靖選手壮行会

4年に一回のオリンピックは平和の祭典とも言われています。

しかし、各地で戦争、紛争がおきています。このことを多くの人々が考える機会にもなります。



日本代表として越前市の代表としてパリで全力で挑んでいきたいと思うので、皆様と一緒に戦うんだという思いを持って応援して頂けたらと思います

私の生涯スポーツ

丹南古希野球クラブ

私は生涯スポーツとして以前ご紹介したソフトボール以外に、還暦野球にも参加しています《二刀流》!! みんなでワイワイ楽しむことは、ストレス発散にもつながります。私は打って走って、どこでも守れる選手を目指しています。



還暦野球とは…

60歳以上の人たちで編成されたチームで行う野球です。ルールは野球と同じですが、塁間の距離及び投手と本塁間の距離がそれぞれ2m短く、高校軟式野球ボールより直径が2mm小さく、重さで1g軽いものが使われます。プレー中は、ヘルメットや捕手のプロテクター着用が義務付けられています。

【ご報告】私、橋本やとしては諸般の事情により、12月末をもって立憲民主党への離党届を提出いたしました。私の取組む姿勢や方向性についてはこれまでどおりです。今後とも、ご支援よろしくお願いいたします。

活動結果報告書

令和7年 2月27日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年 2月27日(木曜日)

活動先	橋本やとし かわら版 令和7年春号
活動目的	越前市の取り組みや今後の政策を市民に伝える

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

印刷業者	伊部印刷株式会社
支払金額	94,600 円
発行数	2700 枚
内 容	別紙のとおり
配送業者	日本郵便株式会社
配 送 料	226,816 円
配 送 数	1,772 枚

橋本やとし かわら版

お問い合わせ：越前市牧町18-30-2 TEL：090-2123-7155 FAX：0778-67-7487

越前市地域公共交通計画（令和7年度～令和11年度）（案）できました！

【背景】 越前市の公共交通を取り巻く現状やさまざまな課題を洗い出し、便利で持続可能性の高い公共交通ネットワークを構築するため、今後の市全体の公共交通に関する目標や取組の方向性を示す計画として「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に規定される「地域公共交通計画」を策定することとしました。

【目的】 公共交通の見直しだけでなく、新しい交通の導入を検討し、越前市の公共交通の最適化を図り、市民や来訪者にとって安全かつ安心で「誇りをもって住み続けたいまち」「何度でも訪れたいまち」を目指す。



10月自動運転の実証運転、体験試乗会がありました

2 現状と課題

目標とその達成に向けた取り組み

課題① 公共交通の確保と維持

- ✓ 公共交通の利便性向上を図り、車に依存する意識の軽減と公共交通への利用転換の促進が必要

課題② 公共交通に対する市民満足度の向上

- ✓ 地域の実情や意向に応じて利便性の高い交通手段の検討や導入が必要であり、なおかつ市民が分かりやすく、利用しやすい公共交通の周知や情報発信が必要

課題③ 北陸新幹線「越前たけふ駅」からの二次交通の整備と充実

- ✓ 各方面からの来訪者が「越前たけふ駅」と市内の主要拠点をスムーズに移動できる移動手段の提供が必要

課題④ 公共交通の見直しと最適化

- ✓ 公共交通を持続可能なものとするため、交通サービスと公的負担の見直しを行い、交通事業者同士の連携や教育、福祉など他分野とも協働し、公共交通の最適化が必要

目標① 「安全・安心」につながる

安全に安心して移動できる「公共交通」

目標② 「地域」と「笑顔」をつなぐ

生きがいと移動の楽しみを実感できる「地域交通」

目標③ 「来訪者」と「ふるさと」をつなぐ

一足延ばして訪れたいくなる快適で多様な「二次交通」

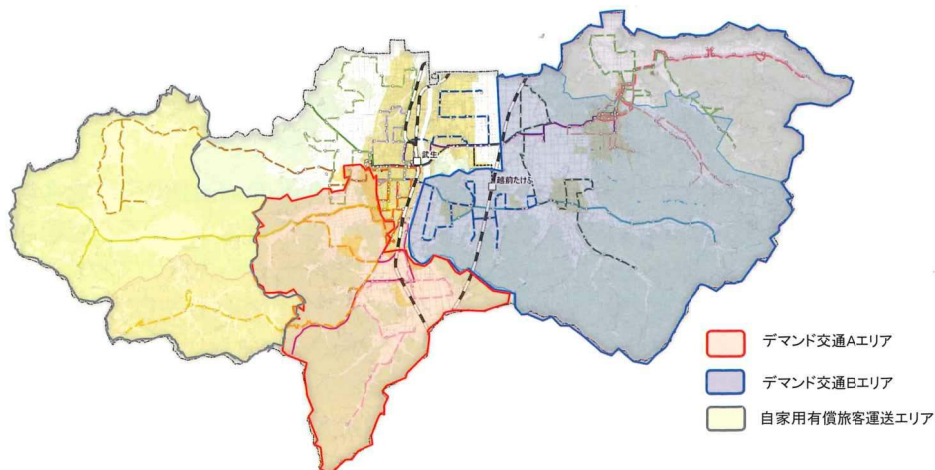
目標④ 「新技術」と「人」がつながり、未来へつなぐ

新しい交通や様々な主体との協働による持続可能な「未来型交通」

つなぐ、つながる 新・交通まちづくり ～安全と安心を実感できる持続可能な公共交通ネットワーク～

公共交通ネットワークの再編（案）

乗合バス (区域運行) デマンド 交通	Aエリア (神山・王子保地区) 赤系統 (区域)	本市2地区と市街地を結ぶデマンド型区域運行を行う
	Bエリア (北日野・北新庄・味真野・栗田部・岡本・南中山・服間地区) 青系統 (区域)	本市7地区と市街地を結ぶデマンド型区域運行を行う
自家用有償 旅客運送	坂口地区 白山地区	交通不便地域（交通空白地）である坂口地区を発着地として市内を運行する



市長4年目にあたっての総括について

問 新たな視点でのリニューアルや新分野に取り組み 特に観光事業、イメージアップ、ブランディングなどソフト戦略が主流の3年間という印象が強いが、これまでの総括はいかがか。

答 ・北陸新幹線越前たけふ駅の開業、国道417号(冠山峠道路及び板垣坂バイパス)の開通を契機に、福井村田製作所の研究センターの立地や、ホテル等の誘致につなげることができた。
・「文化県都宣言」や大河ドラマ「光る君へ」の放映を契機とした紫式部プロジェクトを推進した結果広告換算で25億円のPR効果を得ることができ、観光客入込数は約41万人増、ふるさと納税は過去最高額約11億円を更新した。
・子育て分野では「保育料・子ども医療費・特定不妊治療の自己負担額」の本市独自の3つの無料化や「にじいろ子ども園・市乳幼児教育・保育支援センター」の3拠点の開設を行った。
・国や県への働きかけによって予算を獲得し、未来に向けた投資を進めてきた。
・今後も引き続き、地域や団体の活動の場において市民のみなさまと対話を重ね「幸せを実感できるふるさと」の実現に向けた政策を推進してまいりたい。

武生中央公園(だるまちゃん広場)に掲示板を設置し、越前市のPRの場にしてはどうか

問 市内外から親子連れなど年間100万人以上が訪れる場所を活かし、越前市のイベントや取組をPRする情報館、PR館、掲示板などを設置してはどうか。

答 現在2か所の掲示板があるが、今後は既存の掲示板に加え、管理事務所を活用し情報発信についても指定管理者と連携し取り組んでいく



地方創生について



問 移住交流人口増加対策に、空き家の有効活用は重要と考える。空き家マッチングツアーは多くの相乗効果を生み出すと考えるが、所見は？

答 空き家の解消及び移住者の確保に有効な手法の一つと考える。市としても空き家マッチングツアーに関わり、ノウハウを学ぶことができたため、他地域で実施の際は地元と連携して取り組んでいきたい。また、移住者を増やしていくため「おうちナビ」による空き家の情報提供だけでなく、市内外問わず、空き家の利用希望者の情報を市ホームページで発信し、空き家の所有者と利用希望者とのマッチングを図っていきたい。

しらやま空き家マッチングツアー 開催しました！

令和6年11月10日

NPO法人ふるさと福井サポートセンター(空き家支援法人)の経験とノウハウを活かした、空き家マッチングツアーを実施しました。ツアーは、白山地区区長会が主催し空き家の現状や魅力的な物件を紹介するとともに、移住希望者と地区内の空き家・住民とのマッチングを行いました。

当日は県内外から6世帯7名の方の参加がありました。白山の空き家4軒をめぐり、所有者の方の熱心な説明を聞いていました。今回は、初めてで課題が多く見つかった取り組みでしたが、ツアー後、2世帯の方から再度のマッチングや賃貸料金などへの問い合わせがあり、移住が実現する可能性があります。

そして、契約も済ませ白山へ移住される決断をされた方もいます。これからも引き続き定期的にツアー開催していく予定です。

白山地区に移住興味関心ある方は、ぜひ一度参加してみませんか？



報道機関の取材もありました

福井県の支援を受け、移住希望者を白山に呼び込むための事業です。

問 ワイヤーマッシュ設置の国庫補助要件緩和および森林環境譲与税の充当について

答 侵入防止策の更新に関しては、ワイヤーマッシュ柵は14年、電気柵は8年と国が定める耐用年数が経過すれば可能だが、古いタイプの柵は傷みやすくそれまでの対策が課題ということは理解する。今後は国の「多面的機能支払交付金」等の活用を検討いただきたい。森林環境譲与税の活用に関しては、山際整備の一部であると国へ要望していく。

問 森林環境譲与税事業のハード・ソフト両面での充実について

答 これまでも柔軟に対応してきたところであるが、今後とも地域の意見を聞きながら内容の充実にも努めたい。



※橋本やとし12月議会一般質問の、録画映像をご覧になれます



越前市小学校プールへの太陽光発電設備設置(計画案)

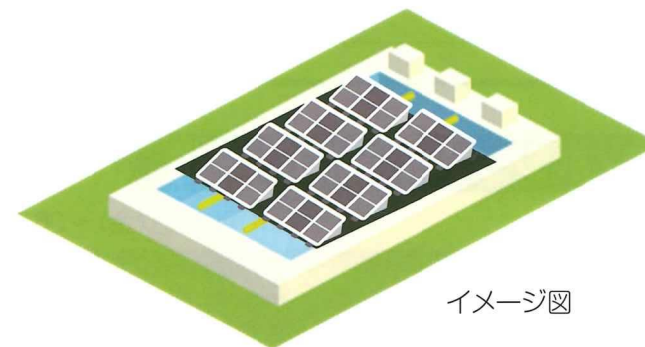
令和7年度は白山小学校と南中山小学校で実施

環境省の

地域脱炭素推進交付金(重点対策加速化事業)の採択を受ける。

採択の要件

- ①使用しなくなった小学校プールへの太陽光発電設備設置計画
- ②大雪に強い(多雪地域対応型)太陽光パネルの普及促進計画



イメージ図

設置のメリット

- ・学童や地区の環境学習への活動(再エネ電力による環境価値)
- ・停電時には、キュービクル付近から非常用電源として接続可能
- ・学校の一部の電力が再エネ電力となり、周辺の環境と調和が取れていることが、地域のシンボルとなる

小学校プール設置箇所選定方針・理由

再生可能エネルギーによるシンボリックなモデル事業として、コウノトリをシンボルに里地里山保全を行う市西部の白山地区、自然豊かな市東部の南中山地区で実施する。

設置の方法

- ・25mプール底面に架台を設置し、その上に約70枚のパネルを設置
※約30~40kw相当(一般家庭約10軒分)
- ・小プールやプールサイドは設置しない
- ・交流ケーブルは地面に埋没を基本

安全対策・周囲への影響

- ・プール周辺の柵、施設により、これまでどおり外部からの侵入を防ぐ
- ・プールの水は抜く
- ・周辺の住宅への反射光の影響はなし
- ・主要な工事は夏休み期間中に実施

地域の足「デマンド型交通」いよいよ白山地区でもスタートしました！

令和7年1月7日

車の愛称：【おでかけしらやま GO!】

住民がドライバーになって高齢者を市街地に送迎する「自家用有償旅客運送事業」がスタートしました。

すでに運航している地区と大きく違うのは、お年寄りの通院や買い物だけでなく高校生の通学にも対応する点です。

お年寄りの外出利用には週2回運行し、高校生の通学利用では平日に毎日運行します。

出発式の市長のあいさつでも「高齢者だけでなく地元高校の通学をサポートする試みは、全国的にも先進的な取り組みで、全国のモデルになる」との事でした。

過去には子どもの通学の送迎の大変さなどから、白山地区から街中へ転居する方もいた時代もあり、長い間の願いが実現に近づき感無量です。誰もが住みやすい地域に！それが私の願いです。



武生第五中学校生が車の愛称を、考えてくれました！



しらやま西瓜が商標登録されました!!

令和6年12月12日



越前市白山地区で40年以上前から栽培されているブランド西瓜。産地特有の環境が生み出す強い甘みとシャリシャリとした食感は格別で、日本一おいしいスイカとも呼ばれています。

その「しらやま西瓜」が「地域団体商標」に登録されました。越前市の地域団体商標には、越前和紙や越前打ち刃物がありますが、農産物としては初めての事です。

おいしいしらやま西瓜を目指し、白山の地に合う品種はないかと試作にも毎年取り組んでいます。この夏はぜひご賞味ください。



【第22回全国めだかシンポジウムin越前】開催

10月25日(金)～26日(土)

～メダカの多様性を探る

日本めだかトラスト協会×日本メダカ協会

みんなちがって みんないい～

絶滅危惧種として指定されている「メダカ」をキーワードに、水環境の改善・環境学習・里地里山保全再生等幅広い活動の成果を基に、生物多様性の頂点に立つ「コウノトリ」を自然再生のシンボルとして位置づけ「生き物の共生」に取り組んでいる越前市から、全国のメダカに係る関係者(改良メダカを含む)と共に、これまでの取組の意義を確認し、今後の持続可能な発展を図ることを目的とし開催いたしました。



NPO法人丹南市民自治研究センター設立20周年記念講演会

— 不都合な真実を正視し、打開する —

令和6年11月11日



私は設立当初より活動をしており、2024年より理事長に就任いたしました。誰とでも協力し、共に、話し、働き、汗を流し、元気で楽しい活動で地域に元気と活力を増やしていく活動が私たちの自治研活動です。

今回の講師は、神奈川大学特別招聘教授(元財務省事務次官)の矢野康治先生。日本の財政の現状についてわかりやすいお話に、思わず引き込まれました。

この20周年を機に、基本に立ち返り、これからも元気で楽しい活動を多くの皆様と共に作り上げていくことをお約束いたします。

活動結果報告書

令和7年3月31日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 橋本 弥登志

下記のとおり報告します。

日 程 令和6年 4月1日(月曜日)～令和6年 9月30日(月曜日)
令和6年11月1日(金曜日)～令和6年11月30日(土曜日)

活動先 ボネクタ利用料（ボネクタ議会・政務活動 一般市プラン（政務活動分））
活動目的 _____

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

ボネクタを活用して発信力を向上させ、また、各種情報の収集等を目的として

使用する。

支払金額 6,336 円/月

支払先 イチイ株式会社（東京都渋谷区神宮前1丁目11-11）

（利用規約等は別紙のとおり）

議員の広報・広聴活動を強力サポート！「ボネクタ議会・政務活動プラン」の導入議会が120議会を突破！

～議会活動の報告や行政情報・政策に関するコラムなど、議員の発信力の最大化を支援～

イチニ株式会社

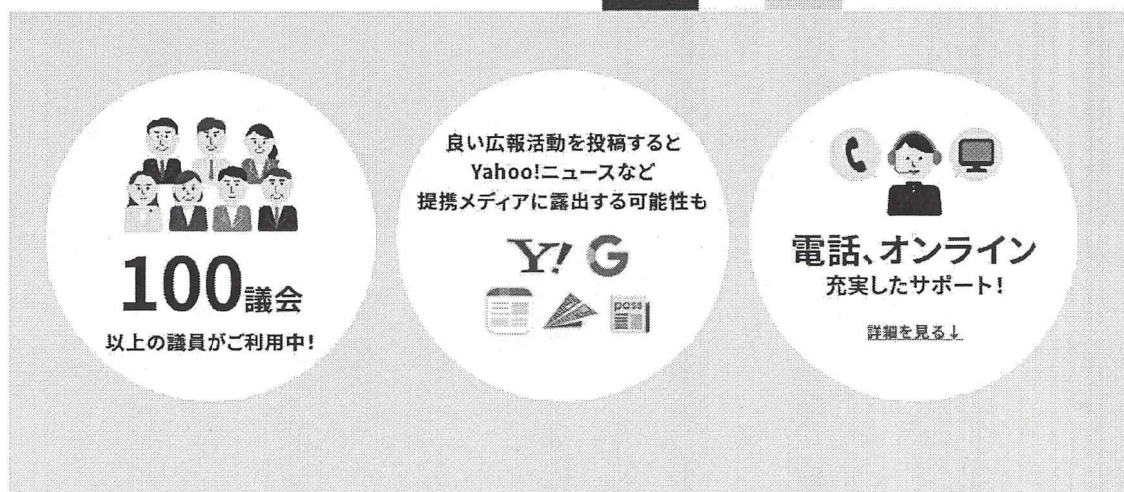
2024年3月22日 14時00分



ボネクタを使って
活動報告を発信すれば

5.5倍
のアクセスが集められます！

政務活動費の
申請を
しやすい！



日本最大級の政治・選挙プラットフォーム「選挙ドットコム」を運営するイチニ株式会社（東京都渋谷区、代表取締役・高畑卓）が2023年11月よりスタートした「ボネクタ議会・政務活動プラン」をご利用いただいている議員が所属する議会が全国で120議会を突破いたしました。

同プランは、弊社が提供してきたネット上での政治活動を支援するサービス「ボネクタ」の機能の中から議員・議会活動を支援する機能の利用料金に、自治体が議員に支給する「政務活動費」を充当できるプランで、ネットを活用して広報・広聴活動が効果的に行われるような各種機能を追加実装しております。市民の情報源としてネットが勢いを増す中で、弊社は今後も議員の皆様によるネットを介した市民・地域からの情報収集や意見交換を後押しすることで職責を全うできる環境づくりを目指し、「ボネクタ議会・政務活動プラン」を広げられるよう、努めてまいります。

「ボネクタ議会・政務活動プラン」とは？

議会活動の報告、行政情報や政策に関する広聴・広報活動などの**政務活動のサポートに特化したプラン**です。

ユーザーは「Yahoo!ニュース」などの提携先に投稿できるブログ上で活動報告が行え、ニュース記事となって拡散されます。また検索エンジンとの相性も良く、地域の住民が検索するローカルニュースでブログ記事が表示され多くのアクセスを集めることが可能です。PR TIMESのご利用について、資料をダウンロード

議調査共有メールマガジン」、政策立案のヒントを専門家や先駆者から学べる「全国地方議会議員勉強会アーカイブ」などの機能も備えております。政策立案や議会質疑の作成などに必要な信頼性の高い情報を効率的に入手することができます。

本プランをご利用いただくことで、普段の活動では関わるきっかけが得にくい市民層にリーチし、効果的・効率的に政務活動を進めていただく効果が期待できます。さらに、機能を選んで使用することで政務活動費を申請しやすく、最低390円から※ご利用いただけます。
※政務活動費按分比率などは自治体により異なります。各議会（事務局）などでご確認ください。適した機能のみを議会事務局や会派、議員の判断によって選択、使用できるようになっています。

なお、このプランは現職議員の政務活動が対象となります。政治活動や選挙運動の際のサポートには別途「ボネクタ政治活動プラン」をご用意しております。

スタートから3カ月でご利用議員の議会数は120議会を超えました！

2023年11月のスタート以降、ボネクタ議会・政務活動プランを利用している議員の所属する議会は120議会を超え、2024年3月1日時点で127議会に

イチ二株式会社

フォロー

導入議会の一例

【北海道・東北地方】宮城県議会、青森県議会

【関東・中部地方】埼玉県議会、神奈川県議会、愛知県議会、長野県議会、横浜市区、宇都宮市議会、港区議会、奥多摩町議会

【近畿・中国】大阪府議会、大阪市区、奈良県議会、京都市議会、神戸市区、田布施町議会

【九州・四国】熊本県議会、佐賀県議会、香川県議会、国富町議会、那覇市議会

導入から活用まで弊社スタッフが徹底サポート

サービス開始以来、全国から「このプランは、自分の所属する議会で政務活動費の充当対象になるのか」というご質問をいただくことがあります。政務活動費を充てられる対象経費や按分比率などは自治体ごとに条例や内規で定められております。

各議会（事務局）などにご説明・ご確認いただく際に、必要であれば議員経験などを持つ弊社スタッフがサポートいたします。また、プランへのお申し込み後も、電話・オンラインでのご相談対応、情報発信テクニックに関するセミナーなどを通じて、丁寧かつ着実にサポートさせていただきます。

総務省が公表した最新の「情報通信メディアの利用時間と情報行動に関する調査」（令和4年度※1）で全世代のインターネット平均利用時間が平日・休日ともにテレビ視聴を超えるなど、市民の情報源としてネットが利用される傾向は拡大しています。今やネット上での発信能力は、日本全国の議員の必須能力といっても過言ではございません。弊社は今後も「ボネクタ議会・政務活動プラン」の普及拡大を通じて、議員の皆様がその地域に効果的な議会・政務活動に注力できる環境づくりに貢献いたします。

※1 総務省サイトより https://www.soumu.go.jp/iicp/research/results/media_usage-time.html

[ボネクタ議会・政務活動費プランの詳細はコチラ](#)

すべての画像



Vonnector (ボネクタ) 利用規約

イチニ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社所定のツール及び方法を用いて当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」に会員（第1条に定義されます。）が自己の専用ページをもち、これを通じてネット上で有権者となつたことを可能にする当社のサービスについて、以下のとおり利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。本サービスを利用する場合には、本規約に必ずご同意下さい。

本規約は、会員（第1条に定義されます。）として登録された者と当社との間に生ずる権利義務関係を定めることを目的とします。会員が本規約に同意し、第3条に定める会員登録を完了することにより、当社との間に本契約（第1条に定義されます。）が成立します。

第1章 総則

第1条（定義）

本規約においては、用語を次のとおり定義します。

- ① 「本サイト」とは、当社が運営・管理する政治情報ポータルサイト「選挙ドットコム」をいい、以下に定義される「会員ページ」を含みます。なお、「選挙ドットコム」は、当社の商標です。
- ② 「会員ページ」とは、当社が指定した本サイト上の当該会員専用ページをいいます。
- ③ 「本サービス」とは、当社が提供する Vonnector (ボネクタ) という名称が含まれるサービスをいいます。本サービスの詳細は、本サイト上 (<http://www.vonnector.jp/>) に掲載されます。
- ④ 「政治家」とは、公職選挙法第28条の2における「公職の候補者等」を言います。
- ⑤ 「会員」とは、本サービスを利用するために本サイト上で政治家登録を行った政治家及びその政治家から指定を受けた政治団体をいいます。
- ⑥ 「提携先」とは、当社が政治家に関する情報の掲載又は提供について提携している企業等をいいます。
- ⑦ 「第三者」とは、当社及び当該会員以外のすべて者をいいます。「第三者」には、他の会員、提携先、Facebook・X等のSNSの管理・運営者、提携先のサイトの利用者、SNSのサイトの利用者（但し、これらに限定されません）が含まれます。
- ⑧ 「アカウント」とは、当社が会員に対して発行するID及びパスワードをいいます。
- ⑨ 「機器等」とは、会員が本サービスを利用するために必要な機器、設備、ソフトウェア、通信手段等をいいます。
- ⑩ 「登録情報」とは、氏名、名称、住所、電話番号、メールアドレスその他当社が会員に登録を求める情報をいいます。
- ⑪ 「掲載情報」とは、会員が本サービスを利用して会員ページに掲載した（当社に掲載を依頼した場合を含みます）情報（文章、写真、静止画、動画、音声等を含みます。以下同じ。）のすべてをいいます。会員は、本規約に従い、かつ、当社が別途定める方法及び条件により、会員の略歴、プロフィール、政治活動情報・実績、政策、有権者へのメッセージなど、会員に関する情報を会員ページに掲載することができます。
- ⑫ 「本契約」とは、本規約を契約条件として当社及び会員との間で締結される、本サービスの利用契約を指します。

第2条（本規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本規約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されるものとします。
 - (1) 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき

サービスを利用している場合で、当該有料サービス（以下「変更前サービス」とする。）の利用期間中に一定の議員選挙に立候補をした等によりその地位が変動し、変更前サービスよりも高い金額の料金体系の有料サービス（以下「変更後サービス」とする。）の対象となる地位に該当することとなった場合、当該地位の変動があった日（選挙の場合は立候補した選挙の公示日とする。）の属する月（以下「地位変動月」とする。）から、変更前サービスの利用を終了し、変更後サービスの利用が開始されたものとみなします。

4. 前項の場合、会員は、当該地位の変動を遅滞なく当社に通知することとし、次の各号に定めるとおり、変更前サービスと変更後サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (1) 会員が変更前サービスの料金について 12 か月分を一括して支払い済みである場合
会員は、当社に対して、地位変動月から変更前サービスの 12 か月目の月までの変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
 - (2) 会員が変更前サービスの料金について月ごとに支払いをしている場合
会員は、当社に対して、地位変動月について、変更前サービスの料金を既に支払っていた場合には、当該月における変更後サービスと変更前サービスの料金の差額を支払うものとします。
この場合は地位変動月の翌月から、地位変動月について変更前サービスの料金の支払いが未了の場合は地位変動月の翌月から、変更後サービスの料金を月ごとに支払うものとします。
5. 前項の差額の支払いは、当該地位の変動があった日から 7 日以内に、第 1 項に定める方法で支払うものとします。
6. 当社は、会員が本条の義務を怠ったときは、本サービスの利用を停止することができるものとします。

第 6 条（契約期間）

1. 本契約の有効期間（以下「契約期間」といいます。）は、会員登録から【1 年間】とします。ただし、当該期間満了の【2 週間前までに】会員から当社に対し登録抹消の申請がない限り、当社から会員に対し一切通知を要することなく、本契約は同一条件・同一期間において自動更新されるものとします。
2. 会員が契約期間の途中でその登録を抹消された場合（自ら登録抹消を申請した場合を含みます。）、当該会員は契約期間内の料金支払いを拒絶できず、また、当社は当該会員に対し受領済みの料金の返金をせず、登録抹消による損害について一切責任を負わないものとします。

第 7 条（会員資格の取り消し）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、事前の警告をすることなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 会員登録をした者が実在しない場合
 - (2) 本人でないことが判明した場合
 - (3) 過去に会員資格を取り消されたことがある場合
 - (4) 会員登録の際の記載事項について、虚偽の記載が判明した場合
 - (5) 現職の国会議員若しくは地方議会議員、又は、国会議員立候補予定者若しくは地方議会議員立候補者でなくなった場合
 - (6) 当社が不適当と判断する団体等に所属する者であることが判明した場合
 - (7) 反社会的勢力に所属する者であることが判明した場合
 - (8) 当社又は第三者に損害を与えた場合又はそのおそれがある場合
 - (9) 第 16 条に定める禁止行為を行った場合
 - (10) 第 17 条に定める掲載禁止情報を掲載した場合
 - (11) 本規約に違反した場合
 - (12) 金融機関から取引停止処分を受けた場合、又は手形交換所から不渡処分を受けた場合
 - (13) 差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立て、担保権実行、又は公租公課の滞納処分な

ものとします。

第11条（広告の掲載等）

1. 当社及び当社所定の第三者は、掲載情報が掲載等されている掲載媒体等に当社又は第三者の広告を掲載、表示又は配信することができます。
2. 前項の広告から生じる収益のすべては当社又は第三者に帰属し、会員には分配されません。

第12条（提携先）

1. 本サービスは、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等を約束するものではありません。提携先との契約が変更され又は終了することにより、当該提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等ができなくなることがあります。また、提携先のサイト等に掲載できる情報が、現職の国会議員に関する情報に限定されるなど、掲載できる情報が限定される場合もあります。
2. 当社は、当社の判断により、提携先の変更（提携の解除、新たな提携を含みます。）をすることができます。
3. 当社は、当社の判断により、掲載情報を提携先のサイト等に配信、掲載等するかどうかを決定することができます。また、掲載情報の配信、掲載等を停止することができるものとします。
4. 当社は、前3項に定める提携先の変更、提携先のサイト等への掲載情報の配信、掲載等の不能、停止等により生じた損害について、一切責任を負わないものとします。
5. 当社が、会員に対し、提携先のサイト等に掲載されている掲載情報の更新を求めた場合には、会員は、速やかに当該掲載情報の更新を行うものとします。

第13条（保証）

1. 会員は当社に対し、本サービスを政治家等としての活動等の事業を目的として利用し、本契約において自らが「事業者」（消費者契約法第2条第2項）であることを保証します。
2. 会員は当社に対し、第10条第1項に定める利用許諾をするために必要な正当な権限を有していること、及び、第三者との間で、同項に定める利用許諾に基づく当社の利用を制限し、又は妨げる契約その他の合意をしていないことを保証します。
3. 会員は当社に対し、掲載情報が第三者の著作権等の一切の権利および人格的利益を侵害するものでなく、適法なものであることを保証します。

第14条（掲載等の中止）

1. 当社は、当社の判断により、いつでも掲載情報の掲載、配信その他の利用を中断、中止等することができるものとします。
2. 当社は、前項の中断、中止等に対していかなる責任も負わないものとします。

第15条（第三者からの問い合わせ、クレーム等）

1. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者から問い合わせを受けた場合には、当社に対し、回答、情報の提供その他の協力をするものとします。
2. 会員は、当社が掲載情報に関して第三者からクレーム、主張、請求、異議等を受けた場合には、自己の責任と費用においてこれを処理解決するものとします。

第16条（禁止行為）

1. 会員は、次に掲げる行為（以下「禁止行為」といいます。）をしてはならないものとします。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為、又はそのおそれのある行為
 - (4) 当社若しくは第三者を差別若しくは誹謗中傷し、又は当社若しくは第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為

会員ページ等に掲載したことにより当社が損害を被った場合、当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第18条（免責）

1. 当社は、次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 会員ページ等及び会員ページ等に係るシステム・設備等（以下総称して「システム等」といいます。）に本契約の内容との不適合（以下「契約不適合」といいます。）がないこと
 - (2) システム等に契約不適合が発見された場合に、当該契約不適合が修正されること
 - (3) システム等が会員の特定の目的又は用途に適合すること
 - (4) システム等へのアクセスが正常に行われること
 - (5) システム等が第三者の権利を侵害しないこと
 - (6) 掲載情報が有効に保存されること、又は 消失若しくは毀損しないこと
 - (7) システム等の契約不適合、障害、使用不能、使用停止・中断・中止等の状況において、データ又は情報の消失、毀損又は破損がないこと、使用機器（ハードウェアとソフトウェアの両方を含みます。）が故障しないこと、及び、プログラムの設定が破損しないこと
 - (8) システム等又は本サービスに関する問い合わせ等に対し、一定の時間内に応答すること
 - (9) その他当社が明示的に保証していない事項
2. 当社は、掲載情報が消失、毀損又は破損したことにより会員に生じた損害について一切責任を負わないものとします。
3. 当社は、会員による本サービスの利用の結果について、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、本規約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる保証もせず、また、いかなる責任も負わないものとします。
5. 会員は、法令の範囲内で本サービスをご利用ください。本サービスの利用に関連して会員が日本又は外国の法令に触れた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負わないものとします。
6. 本サービスの利用に関し、会員が他の会員との間でトラブル（本サービス内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わないものとし、会員間のトラブルは、当該会員が自らの費用と負担において解決するものとします。

第19条（利用環境の整備）

1. 会員は、自己の責任と費用において本サービスの利用に必要な機器等を準備するものとします。また、本サービスの利用に必要な通信費用その他一切の費用は、会員の負担とします。
2. 当社は、機器等の不具合による本サービスの利用障害について、一切責任を負わないものとします。

第20条（第三者との紛争）

会員は、本サービスの利用又は掲載情報に関して、第三者との間で紛争等が発生した場合、自己の責任と費用において当該紛争を解決するものとします。また、会員と第三者との間で生じた紛争等により、当社が損害を被った場合、会員は当社が被った損害（弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第21条（知的財産権）

1. 本サイト（会員ページを含みます。）中の情報その他のものに係る著作権及びその他の知的財産権は、掲載情報に係る著作権を除き、すべて当社又は当社にその利用を許諾した権利者に帰属し、

1. 当社は、本サイト上での掲示、電子メールの送信、文書の送付（FAX 送信を含みます。以下同じ。）その他当社が適当と判断する方法により、会員に対し、随時当社が必要と判断する事項を通知することができます。
2. 通知される事項は、当社が本サイト上での掲示、電子メールの送信又は文書の送付により行った場合は、当社が本サイト上に掲示し、電子メールを発信し、又は文書を発送した時点からその効力を生じるものとします。

第 28 条（損害賠償）

1. 会員は、本規約に違反し当社に損害を与えた場合、当社に対し、その損害を賠償しなければならないものとします。
2. 当社は、当社の故意又は重過失に起因する場合を除き、会員に対し、一切責任を負わないものとします。
3. 前項により当社が責任を負う場合であっても、当社の損害賠償額は、損害発生日から直近過去 1 年間に当社が当該会員から現実に受領した本サービスの料金の累積総額を上限とします。

第 29 条（問い合わせ）

1. 本サービスに関する問い合わせは、本サイト上に設置された受付窓口その他当社が別に設置した受付窓口から行うことができます。
2. 当社は、本サービスに関する会員からのお問い合わせに対して回答するよう努めますが、法令又は本規約上、当社に義務又は責任が発生する場合を除き、回答の義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員からのお問い合わせに回答するか否かの基準を開示する義務を負わないものとします。

第 30 条（権利義務の譲渡等の禁止）

会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約及び本契約に関連して生じる一切の権利義務の全部若しくは一部、又は本契約上の当事者の地位を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供してはならないものとします。

第 31 条（合意管轄裁判所）

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合は、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 32 条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、自己が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団に属する者、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）でないこと、及び、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (3) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力又は反社会的勢力の関係する企業、団体と取引等を行っているとして認められる関係を有すること
2. 会員は、自己又は第三者を利用して、相手方に対し、次の各号の一にでも該当する行為を行わないこと確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為

第2章 「ボネクタ議会・政務活動」に関する特約

第37条（適用範囲）

1. 本サービスのうち「ボネクタ議会・政務活動」（以下「本プラン」といいます。）を利用する会員（以下「本プラン会員」といいます。）については、第1章の定めに加えて本章が適用されます。なお、第1章と本章が矛盾抵触する場合には本章が優先して適用され、本章に定めのない事項については、第1章の定めが適用されます。
2. 当社は、本プラン会員による本プランの利用が政務活動費（地方自治法第100条第14項）の交付対象となる議会の議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」といいます。）に該当するか否かについては一切保証しません。本プラン会員は、本プランの利用が政務活動として認められない場合があり、本プランの利用に対する政務活動費の交付・不交付（按分比率を含む。）について、当社が一切の責任を負わないことを確認し、これを了承した上で、本プランを利用しなければなりません。
3. 本プラン会員は、自己の責に帰すべき事由の有無にかかわらず、本プランの利用が政務活動として認められず、地方公共団体から政務活動費が交付されなかった場合であっても、本プランに係る料金の支払義務を免れません。

第38条（プランの変更に係る特則）

1. 本プランにかかる契約期間（第6条参照）にかかわらず、本プラン会員は、当社所定の手続により本サービスのプランについて本プランから当社所定のプランに変更することを申し出て、当社が当該プラン変更を認めた場合には、認めた日の翌月から本サービスのプランを変更することができます（以下変更後のプランを「変更後プラン」といいます。）。但し、当社が当該プラン変更を認めるにあたり、プラン変更の条件ないし時期を指定した場合には、それに従うものとします。
2. 当社は、原則として、本プラン会員が次の各号に定めるいずれかの事項（以下「プラン変更事項」といいます。）に該当することが本プラン会員によって客観的に証明された場合、前項に基づく本プラン会員による申出によるプラン変更を認めるものとします。但し、本プラン会員が前項の申し出をする場合、次の各号に定める事項に該当することを客観的に証明する公的書面その他当社が要求する客観的資料等を当社に対して提出しなければなりません。なお、当社所定の審査により、本プラン会員がプラン変更事項に該当しないと判断した場合、これに対して当該本プラン会員は一切異議を述べることはできません。
 - (1) 地方公共団体における議会の議員でなくなった場合
 - (2) 責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、本プラン会員が所属する議会の地方公共団体が、本プランの利用を政務活動として一切認めず、また今後もその見込みがないことが明らかである場合
3. 変更後プランの契約期間は、第6条に定めるとおりとします。

第39条（本プランにおける免責）

1. 当社は、本プランに関する次の事項について、いかなる保証もしないものとします。当社は、当該事項が満たされなかったことにより本プラン会員又は第三者に生じた損失、損害、費用等について、一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本プランの完全性、正確性、合目的性、有用性
 - (2) 本プランの利用が政務活動に該当し、これに対して政務活動費が支給されること
 - (3) 本プランで公開する地方公共団体における議会の議事録（以下「対象議事録」といいます。）の対象が、全国の地方公共団体における議会の全ての議事録を対象とし、本プラン会員が希望する議事録をいつでも閲覧可能であること
 - (4) 対象議事録が非公開とされることなく継続的に閲覧に供されること
2. 本プラン会員は、対象議事録の利用について、当該対象議事録を公開している地方公共団体を含む第三者から何らかの主張を受けた場合であっても、自己の費用と責任によりこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。

以上